

別紙

諮問第1131号、第1175～第1177号、第1180号、第1213号、第1214号、第1217号、第1218号、第1221～第1223号、第1226号、第1233号、第1234号、第1253号、第1259号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる開示請求1から17まで（以下「本件各請求」という。）については、権利の濫用として本来却下すべきものであるが、他の制度で閲覧が可能であることを理由として開示請求を却下した決定、開示とした決定、一部開示とした決定並びに存否応答拒否及び不存在を理由として非開示とした決定は、いずれも取り消すべきものとは認められない。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件各請求に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各請求に対し、東京都知事が行った別表に掲げる開示請求却下決定、開示決定、一部開示決定及び非開示決定（以下「本件各決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件各決定の取消しを求める。

却下決定により示された対象公文書及び開示決定を受けた文書については、自分の求めている情報ではないため、開示請求者の求める情報が記載された文書の開示を求める。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 別表に掲げる各開示請求却下決定及び開示決定について

公文書の特定は妥当であり、実施機関では、特定した公文書の他に審査請求人の請求趣旨に合致すると解される文書は、作成及び取得していない。

(2) 別表に掲げる各一部開示決定について

対象公文書には、情報公開条例7条6号の非開示情報が含まれるため、それぞれ一部開示決定を行った。

(3) 別表に掲げる各非開示決定（存否応答拒否）について

対象公文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、情報公開条例7条2号又は3号の非開示情報を開示することとなるため、それぞれ非開示決定（存否応答拒否）を行った。

(4) 別表に掲げる各非開示決定（不存在）について

実施機関では請求にかなう文書を作成及び取得していないため、それぞれ不存在による非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
別表のとおり	諮問
令和 元年 7月17日	新規概要説明（第201回第一部会）

令和 元年 9月26日	審議（第202回第一部会）
令和 元年10月29日	審議（第203回第一部会）
令和 元年11月19日	審議（第204回第一部会）
令和 元年12月11日	審議（第205回第一部会）
令和 2年 1月30日	審議（第206回第一部会）
令和 2年 2月20日	審議（第207回第一部会）

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件対象公文書及び請求文書について

実施機関は、本件各請求について、別表に掲げる請求内容に対して対象公文書を特定したもののうち、他の制度で閲覧が可能であるものについては開示請求却下決定とし、他の対象公文書については開示決定及び一部開示決定を行い、請求公文書が存在しているか否かを明らかにするだけで、情報公開条例7条2号又は3号の非開示情報を開示することとなる請求については、存否応答拒否を理由とする非開示決定を行い、その余の請求については不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 審査請求人に係る開示請求等の経過について

審査会が事務局をして、実施機関に対し、審査請求人に係る開示請求等の経過について聴き取りを行い、開示請求書、審査請求書及び関係書類を見分したところ、下記（ア）から（オ）までに記載のとおり的事実が認められた。

（ア）開示請求及び審査請求の件数並びに対応時間について

審査請求人は、実施機関における複数の部局に対して、情報公開条例に基づく公文書の開示請求を多数行っており、それらに対する決定の多くについて審査請求を行っている。東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく開示請求等及び審査請求についても、同様の状況となっている。

審査請求人が、情報公開条例に基づいてこれまでにを行った開示請求の件数は、平成29年度が6件、平成30年度が24件である。審査請求人は、平成28年度から平成30年度までの期間に、個人情報保護条例に基づく開示請求も合計127件行っている。したがって、両条例に基づく開示請求は、平成28年度から平成30年度までの合計で157件にも及ぶものとなっている。

また、審査請求人が平成28年度から平成30年度までにを行った審査請求の件数は、情報公開条例に係る決定に対する審査請求の件数が17件、個人情報保護条例に係る決定に対する審査請求の件数が68件となっており、合計85件となっている。

さらに、審査請求人が情報公開条例に基づいて行った開示請求や審査請求の対応業務について、実施機関から提出された記録を見分したところ、1件の開示請求の対応に約24時間、審査請求の対応には約16時間を要した事案の存在が確認され、その他の事案については、開示請求には1件当たり少なくとも2時間以上、審査請求には少なくとも4時間以上の対応を要した実態が認められた。

（イ）開示請求内容及び審査請求理由について

審査請求人の請求内容及び審査請求理由を確認したところ、その内容は第三者が審査請求人の意に沿わない行動をとったことに関するもののほか、審査請求人の意に沿わない事案等に関して、それらに対する不平不満を主張し、それらがなぜ生じたかの説明を要求する請求が多数存在した。

また、開示請求書及び審査請求書の文面についても、「ゴミ屑チンピラバカ警察」や「無礼で非常識なバカ職員」といった警察官及び実施機関の職員への誹謗中傷、「厚顔無恥」などといった罵倒ともとれる文言が多数使用されていた。

さらに、審査請求人の請求内容については、実施機関の職員の行動に関してその「正当性を説明できる文書」「社会的合理性が確認できる文書」等を求めるものが多く含まれている。それと共に、審査請求人の意に沿わない第三者の行動や事案等について、「ゴミ屑チンピラ」や「パワー・ハラスメント行為」などと表現した開示請求を複数行っていることが確認された。

(ウ) 開示請求を行うに当たっての審査請求人の言動について

実施機関の説明によると、審査請求人は、開示請求を行う際に開示請求書を提出するだけでなく、開示請求に対応する職員に「バカ」「ボケ」等の悪態をつき怒鳴りつける、特定の職員に対して「税金泥棒」「ゴミクズ公務員」等の誹謗中傷を大声で発するということがあった。加えて、開示請求に係る決定通知書等の送付を受けた後、郵送では書類を受け取らない旨主張して、郵送された内容物を確認することもなく、それらを実施機関の職員に対して投げつけて返すなどの行為を行っていたため、実施機関が審査請求人に窓口で対応する時間についても、正常な業務の妨げになるほど著しく長くなっていたとのことである。

また、実施機関は、審査請求人の上記の行動を踏まえて、審査請求人に対して公務の妨げになることを理由に執務室からの退去命令を出したこともあったが、審査請求人はそれに従わず、駆けつけた警備担当や警察官に対しても暴言を吐き、悪態をつくなどの状況があったと説明する。

審査会が関係書類を見分したところ、これらの態様に係る記録の存在が確認された。

(エ) 開示請求時における補正拒否等の状況について

実施機関の説明によると、審査請求人は開示請求書の請求内容部分に大量の記載を行うことが多く、その主要部分も「対応の正当性を説明できる主要な公文書」や「警備員が都庁舎の一通行人である開示請求者に対して無礼極まりない態

度で通行停止を強要することの正当性が確認できる全ての公文書」など、請求内容を容易に理解し難いものとなっている。そのため、実施機関は審査請求人に対し、開示請求に際して公文書の特定に必要な事項を記載するに当たり不要な表現は省き、請求内容が明確となるように補正を求めており、補正に応じない場合は却下となり得ることも説明していた。しかし、審査請求人は十分に特定できる内容であると主張してその求めに応じず、むしろ激高するような態度をとっていたとのことである。

(オ) 閲覧の状況等について

実施機関の説明によると、実施機関が開示決定通知書等を審査請求人に郵送しても、受取を拒否して実施機関に返却し、内容物を確認しない状態のままとなっているため、当該決定に係る対象公文書について、閲覧に至っていないものが複数存在するとのことである。

また、審査請求人はトラブルが生じた際に、「今日のやり取りも開示請求してやるからな。」と発言しており、さらに、開示請求に対する決定内容が不服であった際に、「審査請求を3か月待ってやるからそれまでに意に沿う回答をせよ。」との発言もあったとのことであった。

エ 本件各請求について

審査会は、本件各請求における前記ウに掲げた経過には情報公開条例の趣旨目的に鑑みて、憂慮すべき問題があると考え、下記（ア）及び（イ）について検討を行った。

(ア) 情報公開条例の趣旨について

情報公開条例は1条において、公文書の開示を請求する都民の権利を明らかにするとともに、同3条において、条例の解釈及び運用に当たって、実施機関に対し公文書の開示を請求する都民の権利を十分に尊重することを要請する一方で、同4条においては、開示請求者に対し、開示請求者の責務として条例の目的に即した適正な請求に努めるよう定めている。

その上で、同5条は、何人に対しても実施機関に対して公文書の開示を請求す

る権利を認め、この趣旨を踏まえ、同6条で具体的な請求方法を定めている。

(イ) 権利の濫用について

情報公開条例における公文書の開示請求の権利は、最大限尊重されるべきものではあるが、その権利は無制限なものではなく、公正で透明な行政の推進など情報公開条例の趣旨目的に沿って、適正に行使されなければならない。その趣旨を明らかにするため、情報公開条例4条は「公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない」と定めている。

情報公開条例上、開示請求が権利濫用に当たる場合に、当該開示請求を拒否し得る旨の明文の規定は存在しないが、東京都情報公開条例の施行について（通達）（平成11年12月20日付11政都情第366号）によれば、著しく不適正な請求については、権利濫用の一般法理により対処することができるとされている。

具体的な開示請求が権利の濫用に当たるか否かは、開示請求の内容、態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障等の事情を総合的に勘案し、情報公開条例によって設けられた制度の趣旨目的から明らかに逸脱していると解されるか否かによって個別に判断される。その結果、権利の濫用に当たる場合には、実施機関は、当該開示請求を却下することもできると解される。

(ウ) 本件各請求と権利濫用の該当性について

a 開示請求の内容等について

審査請求人の請求内容は特定の公文書を指示するものではなく、自身で独自の見解を主張した後、その裏付けとなる文書を提示するように求めるものが大半を占めている。そこからは、開示請求や審査請求の制度を利用して、自身の処遇について不平不満を述べる目的や、第三者等に説明を要求する意図が推察される。

また、審査請求人の一方的評価に基づく請求については、対象となる公文書はおよそ不存在であることが明らかであるにもかかわらず、あえて開示請求を行っているものといえる。

さらに、開示請求に当たっては、情報公開条例6条1項2号により、開示請求者は請求に係る公文書を特定するために必要な事項を提示することが求められているところ、審査請求人の開示請求書には、持論や私見、私事等が記載されているため、対象公文書の特定が困難なものとなっている。

このため、実施機関は審査請求人に対して、開示請求者が求める文書をより迅速に特定し早期の開示を実現するため、公文書の特定に不要な記載を省くように審査請求人に求めていたが、審査請求人は、実施機関のこれらの求めに応じない状況であった。

b 開示請求の態様について

審査請求人は、開示請求の都度、開示請求書の提出に加えて、職員に対する誹謗中傷を行っていたとのことであり、審査請求人が開示請求の場を、対応する職員に一方的な苦情を主張する場として利用している状況が認められる。

また、審査請求人は、実施機関から決定通知書等が送付されても内容を確認しないばかりか、実施機関に投げつけて返すということを行っており、その結果、開示や一部開示の決定があった公文書について閲覧を行うに至らない請求も存在している。

上記aの事情も踏まえると、審査請求人が請求に係る公文書を真に必要としているとは認め難いものとなっている。

c 業務への支障について

審査請求人による開示請求の態様は、対応する職員のみならず、請求窓口に隣接する他部署の執務にまで支障を及ぼしている状況もあったとのことである。

また、審査請求人からは、実施機関の円滑な業務遂行を妨害する意思がうかがわれる発言もなされている。

さらに、審査請求人による開示請求及び審査請求に際しては、請求の度に多くの時間を要する上、繰り返し多数の請求がなされている。そのため、審査請求人の開示請求及び審査請求は、対応する実施機関の円滑な業務遂行に著しい支障を生じさせていたものと認められる。

(エ) 権利濫用の法理の適用について

以上のような状況においては、開示請求の権利が最大限尊重されるべきであることを考慮したとしても、審査請求人による本件各請求は、もはや情報公開条例に基づく制度の趣旨目的を逸脱したものと言わざるを得ず、審査会としては、権利の濫用であると解し、その情報の存否、開示の可否等を問うまでもなく、請求を却下すべきであると判断する。

オ 本件各決定の妥当性について

本件各請求については、上述のとおり権利の濫用として本来却下すべきものであったため、本件各決定はいずれも取り消すべきものとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑